

1. 事業の必要性・概要

平成26年7月に施行された水循環基本法では、地下水を含む水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであると位置づけ、水の適正かつ有効な利用促進や地域連携の推進、水循環施策の策定に必要な調査の実施などを基本的施策に掲げている。

この基本的施策に適切に対応し、地下水が直面する危機の解消と健全な水循環の維持・回復に欠かせない地下水・地盤環境の保全行政を円滑に推進していくため、地下水質、地盤沈下の状況を的確に把握し、地下水の汚染防止及び地盤沈下の防止を図るとともに、地下水流域の関係者が協働して地下水を適正かつ有効に利活用することを推進し、流域地域の活性化に繋げていく必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

①全国地下水質測定結果解析・全国地盤沈下状況等調査分析

全国の地下水質測定結果および地盤沈下等観測結果を収集整理するとともに、汚染原因や地盤沈下原因等を分析し結果を公表する。

②健全な水循環確保に向けた地下水採取規制のあり方検討

水の公共性が高いものであることに鑑み、また、地下水の適正かつ有効な利用による健全な水循環確保に向けて、地下水採取規制のあり方について検討する。

③地盤沈下観測等における衛星データの活用手法の検討

地盤沈下観測における最新の衛星データ活用手法の実用性を検証し、地盤沈下監視体制等の水循環施策への導入手法を検討する。

3. 施策の効果

- ・健全な水循環を維持するため、地下水質、地盤沈下等の変化を把握するとともに地下水採取規制見直しの必要性を検討し、地下水の適正かつ有効な利用の推進に資する。
- ・衛星画像を用いた新たな地盤沈下監視手法について、その実用性を評価し、「地盤沈下監視ガイドライン」の改訂を目指す。またこれにより、地方公共団体における地盤沈下監視のコストの大幅な低減を図る。

地盤沈下等水管理推進費

平成27年度要求額17百万円(16百万円)
支出先:民間事業者

現
状

地下水過剰揚水

地盤沈下

地下水採取規制

(特定地域の揚水能力を規制)

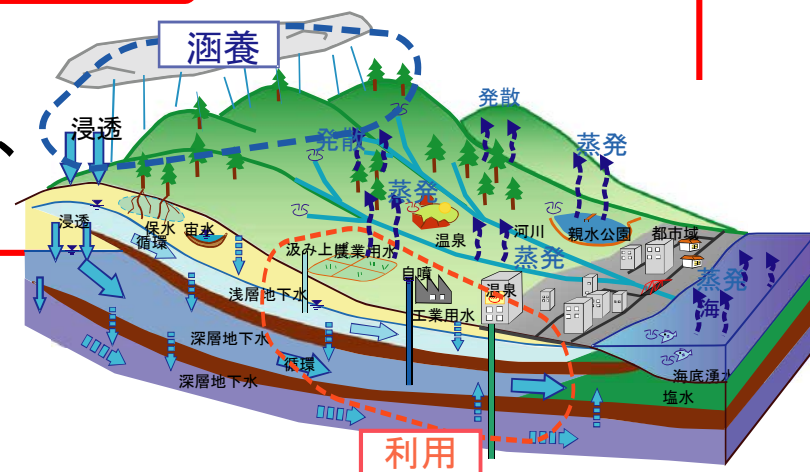
特定地域の地盤沈下沈静化と新たな地下水障害
流域の総合的な水収支管理はできていない

「水循環基本法」公布

- ①水循環の重要性、②水の公共性、
- ③流域の総合的管理、④適正かつ有効な利用、
- ⑤水循環施策に必要な調査の実施など

○地下水採取規制のあり方検討 (①②③④)

○衛星データ活用手法の検討 (③⑤)



今
後

流域の総合的な水循環確保と観測体制整備

流域地域の活性化・持続可能な地下水環境